

## 令和5年玄海町議会定例会10月会議会議録

招 集 年 月 日	令和5年1月5日（木曜日）						
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	再開・開議	令和5年10月6日午後0時05分	議 長	上 田 利 治 君			
	散 会	令和5年10月6日午後0時29分	議 長	上 田 利 治 君			
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員  ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	
	1	谷 丸 直 司 君	○	2	松 本 栄 一 君	○	
	3	前 川 和 民 君	○	4	小 山 善 照 君	○	
	5	山 口 寛 敏 君	○	6	宮 崎 吉 輝 君	○	
	7	井 上 正 旦 君	○	8	池 田 道 夫 君	○	
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○	
	会議録署名議員		5 番	山 口 寛 敏 君	3 番	前 川 和 民 君	
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸 太 郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
		教 育 長	岩 崎 一 男 君		総 務 課 長	渡 辺 晴 彦 君	
		防災安全課長	日 高 大 助 君		企 画 商 工 課 長	鈴 木 博 之 君	
住民課長兼会計管理者		中 山 昌 直 君		福 祉 ・ 介 護 課 長	中 山 ふ み 君		
こども・ほけん課長		山 口 善 正 君		農 林 水 産 課 長	鶴 田 豊 明 君		
まちづくり課長		山 口 三 成 君		生 活 環 境 課 長	中 村 大 造 君		
教 育 課 長		加 納 晴 美 君					
職務のために議 場に出席した者 の氏名	議会事務局長	熊 本 秀 樹	議会事務局書記	渡 辺 健 太			

## 令和5年玄海町議会定例会10月会議議事日程（第1号）

令和5年10月6日 午後0時5分再開（開議）

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会議期間の決定について
- 日程3 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程4 報告第4号 専決処分の報告について（令和5年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））
- 日程5 報告第5号 専決処分の報告について（令和5年度玄海町一般会計補正予算（第5号））
- 日程6 議案第57号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第6号）

---

午後0時5分 再開（開議）

### ○議長（上田利治君）

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年玄海町議会定例会10月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

### ○議会事務局長（熊本秀樹君）

報告いたします。

本定例会10月会議に、報告3件、補正予算1件が町長から提出されております。

以上でございます。

### ○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

### ○議長（上田利治君）

日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、5番山口寛敏君、3番前川和民君を指名いたします。

## 日程 2 会議期間の決定について

### ○議長（上田利治君）

日程 2. 会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会10月会議の会議期間は、本日10月6日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会10月会議の会議期間は、本日10月6日の1日間とすることに決定いたしました。

## 日程 3 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

### ○議長（上田利治君）

日程 3. 報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。脇山町長。

### ○町長（脇山伸太郎君）

それでは、報告第3号 専決処分の報告につきまして御説明いたします。

町長の専決処分に関する条例第1号の規定により、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分の内容は、損害賠償の額を定めることについてにつきまして、国民健康保険事業における郵便料の未払いに起因する損害賠償額を決定したものでございます。

相手方は、日本郵便株式会社唐津郵便局でございます。

概要といたしましては、令和5年6月分の国民健康保険事業における郵便料の支払いにつきまして、事務手続の遅延により請求期限までの支払いができず、当該請求額14万5,986円に対する損害賠償の額を支払うものでございます。

この件による損害賠償額は、遅延日数6日間に内国郵便約款に規定された率を乗じた347円でございます。

このような事態を発生させ、関係者の皆様へおわび申し上げますとともに、町民の皆様の信頼を損なうことになりましたことを深く反省し、再発防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

**日程 4 報告第 4 号 専決処分の報告について（令和 5 年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号））**

○議長（上田利治君）

日程 4. 報告第 4 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、報告第 4 号 専決処分の報告につきまして御説明いたします。

町長の専決処分に関する条例第 1 号の規定により、専決処分をしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、令和 5 年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

専決理由及び補正内容といたしましては、先ほど報告させていただいた損害賠償額の専決に基づき、損害賠償額である遅延利息を期限までに支払う必要があると判断し、国民健康保険特別会計の補正を行いました。

今回の歳入歳出予算の総額について、歳出予算の必要な財源は既存予算内で調整するため、現計予算額の 10 億 6,192 万 4,000 円から増減はございません。

歳出補正予算の内容でございますが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費のうち支出見込みの低い消耗品費を調整のため 1,000 円減額し、遅延利息を 1,000 円増額するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

日程 5 報告第 5 号 専決処分の報告について（令和 5 年度玄海町一般会計補正予算（第 5 号））

○議長（上田利治君）

日程 5. 報告第 5 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、報告第 5 号 専決処分の報告につきまして御説明いたします。

町長の専決処分に関する条例第 2 号の規定により、専決処分をしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、令和 5 年度玄海町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。

専決理由及び補正内容といたしましては、9 月 14 日からの豪雨により被災した町道及び農地について応急の工事をする必要があると判断し、一般会計の補正を行いました。

今回の歳入歳出予算の総額について、歳出予算の必要な財源は既存予算内で調整するため、現計予算額の 111 億 5,837 万 7,000 円からの増減はございません。

歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。

まず、今回の災害復旧費増額の財源とするため、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目基金管理費、財政調整基金積立金を 3,176 万 7,000 円減額するものでございます。

次に、11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、1 目農地農業用施設災害復旧費は 493 万 9,000 円の増額、同じく 2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費は 2,682 万 8,000 円の増額で、ともに測量、設計、試験委託料などに係るものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○9 番（岩下孝嗣君）

これは災害に関する専決処分でありますけど、この現年災工事請負金480万円とありますよね。どのような場合をこれで処理するのか。生活に支障はないように、例えば町道辺りを埋め尽くした土砂が流れてきた。どの程度までするのかと、なぜ聞くかという、なぜこれをしてやらないのかという町民からの苦情がありまして、私も現場は見てないんですけど、これはしなくていいようになってるからっていう役場の説明でしませんでしたっていうことらしいです。しかし、その現場は生活に密接して非常に土砂の除石をしてほしいというような場所だったらしいんですけど、現場確認はしていませんけど、その辺の事情はどういうふうだったのでしょうか。分かりますか。

**○議長（上田利治君）**

山口まちづくり課長。

**○まちづくり課長（山口三成君）**

岩下議員の御質問にお答えいたします。

町道の応急工事ということで480万円の現年災工事請負金のほうを補正させていただいております。こちらに係る費用でございますが、町で管理をしております町道に係る災害等を応急対応するというものでございまして、具体的には、先ほど岩下議員もおっしゃいましたように土砂崩れ等で道路が塞がって通れなくなったとか、それが全面通行止めであったり半分であったりもするんですが、そういった場合の町道の通行に支障があるものを応急的に災害復旧の対応をするという場合の費用でございます。

それと、今、岩下議員おっしゃったところが実際どこの部分のお話かは分かりませんが、町道は町で管理をしておりますので、町で土砂等の撤去、応急対応を実施いたします。町道以外の道路、農道であったり里道であったりというものにつきましては、基本的に受益者であるとかそういった方において対応もしていただきたいというところでございますが、農道、里道におきましても、おっしゃいましたように皆さんが通るような公共性のあるところにつきましては、そこも町で土砂撤去を管理しておりまして、その公共性というところの判断でございますが、一応道路の幅といたしまして2.5メートル以上あるような農道につきましては町で土砂等の撤去の対応をしており、また里道とかにつきましては、そういった生活道路、おうちに行くための道路というところであれば、その都度判断をして対応をしておるところでございますが、今、岩下議員がおっしゃったところが実際どこのかはちょっと現場を確認してみないと分からないところですので、この後、現場を教えていただけましたら確

認して対応させていただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

私も昨日聞いた話で有浦のほうの話ですけど、そういうふうに町がこれはしなくていいようになってるからしません、しかしこれは生活道路であって非常に重要なところであるから、その辺の基準は確かにあって、課長は基準どおりに言ったんでしょうけど、その町民にとっては非常に不服があったというようなことらしいです。一々私も取り上げるのは嫌ですけど、その辺を、住民サービスを勘案して仕事を進めていただきたい。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

#### 日程6 議案第57号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第6号）

○議長（上田利治君）

日程6. 議案第57号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第57号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第6号）につきまして提案理由を御説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を111億5,868万7,000円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものといたしましては、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、水産業費補助金31万円の増額は、漁業者の複合経営を支援するため間接的に補助されるものでございます。

次に、歳出補正予算の主なものについて御説明いたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費、財政調整基金経費6億4,010万3,000円の減額の主なものは、今回増額する歳出補正予算全体の財源とするため減額するものでございます。

次に、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費41万3,000円の増額は、水産物の加工に必要な設備の購入に対し、先ほど歳入で説明いたしました県補助金に町独自の補助も上乘せしまして交付するものでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費6億4,000万円の増額は、持続可能なまちづくりのため産業構造の高度化、活性化や、さらなる地域振興を目指した企業誘致の一環として高度化通信網の導入に伴う補助金を創設するものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようによろしく申し上げます。

**○議長（上田利治君）**

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

**○9番（岩下孝嗣君）**

8ページ、9ページの水産業振興費ですけど、複合経営等漁家経営改善支援事業補助金41万3,000円、県費が31万円で町費が10万3,000円ですけど、県の補助に上乘せっていうことですが、これはどのような事業ですか。こういう形で補正予算にこういう事業が出てくるっていうのが稀ですので、どういう事業か説明をお願いします。

**○議長（上田利治君）**

鶴田農林水産課長。

**○農林水産課長（鶴田豊明君）**

御説明いたします。

複合経営等漁家経営改善支援事業でございますが、事業の内容といたしましては、漁家経営が厳しい中でございます。複合経営や漁業のスマート化等の漁家経営改善の取組に意欲がある漁業者または漁業者グループに対しまして、養殖、加工、販売、スマート機器導入等に係る経費に対して支援をする県の単独事業でございますけども、複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金というものがございます。こちらのほうに本町の仮屋漁協の組合員の方から1件の申請が上がっております。その県の補助金額分と合わせまして、町の上乗せ分の補助を今回予算を計上いたしておるところでございます。



この事業の対象となる取組といたしましては、現在営んでいらっしゃる漁船漁業等に加えまして、新たに養殖業や水産物の加工または販売等を行う取組、さらに漁業、養殖業の省力、省コスト化等による収益性改善の取組、また漁獲物の流通、販売、改善の取組、高品質化、差別化、未利用資源活用等によります漁獲物等の付加価値向上に係る取組、さらに今回、令和5年度から始まっておりますが、スマート機器の導入によりますコスト削減や操業効率向上に係る取組というものが取組の内容となっております。

今回の申請の内容につきましては、市場で評価をされない板ウニ等にできないような身質の悪いムラサキウニをペースト状にしまして、ウニバターやウニアイス等に加工をして付加価値をつけて販売をしたいというところがございます。このような加工を施す場合ですが、ウニは非加熱の商品でございますので、消費期限を延ばす方法としては冷凍が最適ということでございます。今回、急速冷凍機を購入をいたしまして漁家経営の安定を図りたいということで、県の補助と合わせまして町の上乗せ補助を今回するようにいたしております。

以上でございます。

**○議長（上田利治君）**

岩下孝嗣君。

**○9番（岩下孝嗣君）**

複合経営、ただ海から漁獲物を上げて市場へ出すだけではなく、自分で加工をしたり付加価値をつけて、そのための補助事業ということですね。それは確かにそのようにやっていかんという、ただ生産だけではなくて、いかにして付加価値をつけて売るか、収入を得るかっていうことに目を向けていかにやいかんでしょう。そして、また一次だけではなく二次産業、三次産業とも併せてそういうふうな収益を上げていくという形にせんと、今からのこの漁業でも成り立ちにくいというふうに思います。しかし、これが今、県に申請をしてということですけど、仮屋の組合員が個人で県に申請して、漁協も通さずに町も通さずに、そして県がつけたから町も仕方なくじゃないでしょうけど上乗せ補助をしますよという形なんですか。

**○議長（上田利治君）**

鶴田農林水産課長。

**○農林水産課長（鶴田豊明君）**

取りかかりは、個人さんが自分で調べられて県の補助があるってところを仮屋さんの

ほうに相談して、確かにありますっていうところを相談を受けられたと、それは昨年度の話でそういうふうに聞いております。今年に入りまして、その話が県のほうからうちのほうにも来まして、町を通して申請をしてくださっていうところで本人さんの申請書を、一応町を経由して県のほうに申請をさせていただいたところで、今回交付決定が県のほうから町のほうに来たというところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

県に申請したのは、仮屋漁協から申請したわけですか、それとも個人が申請したわけですか。

○議長（上田利治君）

鶴田農林水産課長。

○農林水産課長（鶴田豊明君）

個人さんが町のほうに書類を上げられまして、町のほうを経由して県のほうに上げたというところですよ。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

こういう事業は前々からあったわけですね。それを個人が自己努力によって見つけ出しか、自分のムラサキウニに付加価値をつけて、そのためには冷凍して販売すれば価値が上がるんじゃないかということで、そういう事業をしたいっていうことです。それには問題はないんですけど、こういうふうな事業があるということ自体をこの人がたまたま知っていたわけですね。一次産品を二次加工、三次産品にして六次化に事業を持っていくというようなことは前から言われておりましたけど、こういうものをうんと進めていくなら、県から言われるじゃなくて課長自身ももっと漁業者の中に入り込んで。この前の海に流れているごみの引上げでも一緒ですね。県のほうから言われて、それなら町もどうか考えましょうじゃなくて、もっと現場を見に行つて。この前の大雨の後、私が農林水産課長とまちづくり課長を呼んで干拓の角のところに行つて、この現状を見てくれっていうことを言いましたよね。ああいふふうに、あの現状を見ればどのようなことを普段言っているのかが分かったと思いますけ

ど、そういうのはこれと同じように連動していきますので、県から言われるじゃなくて、町でもっと能動的に課長自身が動いて上に報告をし、予算をつける。今日みたいに、これは後の企業誘致の事業でも可決になるんでしょうけど、このように早く仕事ができるんだったら、もっと今の問題なんか、すぐできる問題が幾らでもあると思うんですよ。課長、その辺もしっかり努力して、これからも仕事に精励してもらいたいと思います。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第57号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会10月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和5年玄海町議会定例会10月会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時29分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員